

## 八代市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業概要

<b>目 的</b>	この事業は、母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんの主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭又は父子家庭の自立の促進を図ることを目的としています。
<b>対 象 者</b>	<p>八代市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の支給要件の全てに該当する人。</p> <p>(1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。  (2) 支給を受けようとする方の就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況などから判断して講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。  (3) 過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと(特に必要と認められる場合を除く)。</p>
<b>対象講座</b>	<p>訓練給付金の支給となる対象講座</p> <p>(1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座  (2) 前号に掲げるものに準じ、熊本県知事が別に指定する講座</p>
<b>支 給 額</b>	<p>訓練給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の6割に相当する額です。(ただし、上限は20万円、下限は12千円です。専門実践教育訓練給付金の対象講座の場合、支給額の上限は40万円×修学年数〔最大160万円〕。)</p> <p><b>※雇用保険法による一般、専門実践教育訓練給付金の受給資格のある方は、その支給額を差し引いた額を支給することになります。</b></p> <p><b>※この訓練給付金を希望する人は、対象講座の受講により自立が効果的に図られるよう、市民相談室にて母子・父子自立支援員と事前に相談し、対象講座としての指定を受ける必要があります。</b></p> <p><b>なお、相談に来られる際は、対象講座開始日の15日前までにお越しください。</b></p>
<b>持 参 品</b>	<p><b>【児童扶養手当受給者】</b>  児童扶養手当証書、印鑑、申請者の個人番号(申請者の身分証明証)、受講される講座の内容の分かるパンフレット等</p> <p><b>【その他の人】</b>  戸籍謄本(母・児童のもの)、印鑑、今年1月2日以降に転入した人は所得証明(※1月から7月までの間に申請する場合は前年度分)、申請者の個人番号(申請者の身分証明証)、受講される講座の内容の分かるパンフレット等</p> <p>*雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格の確認のために、ハローワークが発行する教育訓練給付金支給要件回答書が必要です。</p>
<b>問 合 せ</b>	八代市こども未来課子育て給付サービス係 TEL 0965(33)8721(直通)